

大阪府地方独立行政法人評価委員会議事規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成16年大阪府条例第2号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（会議の公開）

第2条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

（傍聴人に対する指示）

第3条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めるときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

（議事録等）

第4条 委員会の議事要旨及び会議で使用した資料は、公表する。

附則

この要綱は、平成16年12月16日から施行する。

< 参考資料 >

大阪府地方独立行政法人評価委員会条例（平成十六年三月三十日大阪府条例第二号）

（趣旨）

第一条 この条例は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第十一条第三項の規定に基づき、大阪府地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)の組織、運営並びに委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他評価委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 評価委員会は、委員五人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第三条 評価委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第四条 評価委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 評価委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 評価委員会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(報酬)

第六条 委員等の報酬の額は、日額一万七百元とする。

2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

3 委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第七条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による十一級の職務にある者のうち部長の職務に準ずる者以外の者の額相当額とする。ただし、同条例第二条第一項第一号に規定する内国旅行の日当は、同条例別表第一の定額(指定職等の職務にある者以外の者に係るものに限る。)により支給する。

2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

3 前二項の規定にかかわらず、委員等のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

(支給方法)

第八条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、府吏員の例による。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。